

公益社団法人青少年育成広島県民会議 入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第6条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体に対しては、理事会の議決を経て定める入会申込書(様式1～4)の提出を求めることとする。

2 正会員としての入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 名誉会員については、この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取り扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届(様式5)の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会 費)

第4条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第7条により総会の議決を経て別に定める会費徴収規定による。

(退会事由及び手続き)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届(様式6)を提出して、任意に退会することができる。

2 定款8条の定めにより、退会以外の事由により、会長の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。